

不祥事防止のための校内ルールについて

本校では、以下のような校内ルールを作成し、教職員のコンプライアンス意識の向上に努め、不祥事を起こさない教職員集団として、全力で教育活動に取り組んでまいります。

1 服務規律

- ・教職員のふるまいは、児童生徒のモデルとなることを自覚し、その言動に注意する。
- ・教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務を遂行する。
- ・勤務時間中、勤務時間外にかかわらず、常に教職員としての自覚と誇りをもち、自分の行動が学校や教職員全体の信用に影響することを常に意識して行動する。

2 人権の尊重について

- ・児童生徒の人権を尊重した教育活動に取り組む。
- ・体罰は、いかなる場合であっても行わない。
- ・万が一、体罰や暴言等相手の人格を否定するような言動をしている同僚を見たらすぐに止め、管理職に報告する。

3 情報管理について

- ・個人情報に記載された書類は、決められた場所で保管する。
- ・児童生徒の個人情報に係る書類、USB メモリ、タブレット端末は、原則校外へは持ち出さない。
- ・メールの誤送信を防ぐために、送信前に、送信先アドレス、添付ファイルを複数人で確認する。

4 交通法規の遵守について

- ・常に交通法規を遵守し、交通事故を起こさない（遭わない）よう時間に余裕をもって運転に集中する。
- ・万が一、事故を起こしてしまった場合には、落ち着いて適切な処置（救急車、警察、保険会社への通報等）をとる。教育に携わる者として 誠意ある行動をとるように心がける。その後、速やかに管理職に報告する。
- ・飲酒運転及び酒気帯び運転は絶対にしない。

5 ハラスメント・盗撮防止について

- ・面談や生徒指導は、できる限り複数人で対応する。
- ・児童生徒・保護者と電話、メール、SNS等による私的なやり取りはしない。
- ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメントは、相手の人格や個人の尊厳を著しく傷つける行為であり、その防止に努める。
- ・毎月の安全点検時に、更衣室やトイレの点検を行う。
- ・教職員個人のスマートフォン等を使って児童生徒を撮影しない。

6 学校としての重点的な取り組み

- ・毎月のコンプライアンス研修の実施、研修内で県のコンプライアンスだよりを活用
- ・不祥事防止チェックリストの活用(年度初めと終わりに実施し、自分の行動を振り返る)
- ・クラスルームでの注意喚起(県からの通知、新聞記事等)
- ・職員会議での管理職からの指導